

旅館・ホテルの無人チェックイン取扱い

旅館業法施行令第1条第1項第2号の設備を備え、ICT設備による管理を合わせることにより、**対面と同等**とみなせる場合、施設内に職員等を常駐させないことができます。

旅館業法施行令第1条第1項第2号の設備は、以下のとおりです。

(1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備

宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、**通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制**が必要となる。

(2) 宿泊者名簿の正確な記載を可能とする設備

「**宿泊者の本人確認**」と「**宿泊者本人による宿泊者名簿の記載**」の両方が担保される必要があり、具体的には次の要件を満たす必要がある。

ア 宿泊者の本人確認

宿泊者による「**宿泊者情報の確認操作**」と併せて、**営業者が宿泊者の顔を確認**し、宿泊者一人一人の宿泊者情報と顔の紐付けを行うこと。

顔の確認は、原則、宿泊施設が施設内に設置したカメラ等により実施する。

(上記の紐付けが確実にできるもの)

イ 宿泊者本人による宿泊者名簿の記載

チェックインの時に、「**営業者が施設内に設置した電子機器**」又は「**宿泊者のスマートフォン等**」により、**宿泊者本人が、宿泊者情報の確認操作（予約時の情報を確認し、必要に応じて修正した上で、これを確定すること）を実施すること。**

ウ 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者への対応

営業者が施設内に設置したカメラ等により宿泊者の旅券を確認し、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること。（旅券の写しは、施設のカメラ等で旅券を撮影するか、宿泊者が撮影した旅券画面の送付を受けることを想定）

(3) 宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡しを可能とする設備

客室に入る際に電子キーや暗証番号等の情報を利用する施設においては、営業者が当該情報を宿泊者のスマートフォン等に送信することをもって鍵の受渡しとみなす。（宿泊者名簿に記載させた後に鍵を受渡すこと）

(4) 宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備

営業者自らが設置したビデオカメラ等により、出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施することが必要となる。

簡易宿所の無人チェックイン取扱い

旅館業法施行条例第3条第3号の設備を備え、ICT設備による管理を合わせることにより、**対面と同等**とみなせる場合、施設内に職員等を常駐させないことができます。

旅館業法施行条例第3条第3号の設備は以下のとおりです。

(1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備

宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、**通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制**が必要となる。

(2) 宿泊者名簿の正確な記載を可能とする設備

旅館・ホテルに同じ。

ただし、旅館・ホテルにおける宿泊者名簿の正確な記載を可能とする設備が備えられない場合、次の要件を満たす必要がある。

ア 宿泊者の本人確認

宿泊者の顔の確認を、宿泊者が自らのスマホ等で自撮りした画像により実施して差し支えない。(ただし、当該画像が施設の近傍から発信されたことを自撮り画像の背景等で確認できる場合に限ること)

イ 宿泊者本人による宿泊者名簿の記載

- 宿泊施設の玄関横に「通話機能がある設備」を設置し、営業者が通話で宿泊者情報を聞き取った上で、営業者が宿泊者情報の確認操作を実施して差し支えない。
- チェックインの時に、宿泊者からメッセージアプリで宿泊者情報の送付を受け、その上で営業者が宿泊者情報の確認操作を実施して差し支えない。

ウ 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者への対応

営業者が施設内に設置したカメラ等により宿泊者の旅券を確認し、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること。(旅券の写しは、施設のカメラ等で旅券を撮影するか、宿泊者が撮影した旅券画面の送付を受けることを想定)

(3) 宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡しを可能とする設備

客室に入る際に電子キーや暗証番号等の情報を利用する施設においては、営業者が当該情報を宿泊者のスマートフォン等に送付することをもって鍵の受渡しとみなす。(宿泊者名簿を記載させた後に鍵を受渡すこと)

